

要綱協議申請書添付図面等作成要領書

○各課別必要図書

	建築物の建築を伴うもの 宅地造成・宅地分譲等											農業用水路	農地・山林	農地	工場	店舗	※住宅課 正・副・県庁 計3部						
	資材置場、駐車場等の造成（露天）																農 林 課	農 業 委 員 会	企 業 立 地 推 進 課	商 工 観 光 労 政 課	建 築 物 ・ 宅 地	駐 車 場 ・ 資 材 置 場 等	中 高 層 建 築 物
	住 宅 課	都 市 計 画 課	土 木 交 通 課 （管理・用地）	土 木 交 通 課 （交通政策）	道 路 ・ 河 川 課	環 境 政 策 課	ス ポ ー ツ ・ 文 化 振 興 課	教 育 委 員 会 教 育 総 務 課	危 機 管 理 課	中 消 防 署	上 下 水 道 課												
①協 議 申 請 書	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
②開 発 事 業 概 要 書	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
③隣接土地所有者一覧	※		○		○													○	○	○			
④説明会（協議）経過書	※																	○	○	○			
⑤表示標識設置報告書	※																	○	○	○			
⑥誓約書（開発・中高層）	※																	○	○	○			
⑫社員寮に関する建築計画書	※																	△		△			
迷惑駐車防止に関する誓約書	※																	△		△			
委 任 状	※																	○	○	○			
現 況 写 真	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
位 置 図	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
字 限 図	※		○		○								○	○				○	○	○			
現 況 図	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			
土 地 利 用 計 画 図	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
造 成 計 画 平 面 図	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			
造 成 計 画 断 面 図	※		○		○													○	○	○			
給 排 水 計 画 図	※		○		○	○					○							○		○			
緑 化 計 画 図	※																	○	○	○			
工 作 物 構 造 図	※		○															○	○	○			
求 積 図	※																	○	○	○			
登 記 事 項 証 明 書	※		○											○				○	○	○			
電 波 障 害 予 測 図	※					○														○			
日 影 図	※					○														○			
建 築 計 画 図	※	○				○	○			○	○			○	○	○	○	○		○			
⑨着工届・⑩完了届 ⑪緑地完了届	※																	○	○	○			

- ・事業内容により必要に応じ構造計算書、道路縦断面図、交通安全施設図を添付すること。
- ・住宅系の開発事業については、地元自治会との自治会加入に関する協議結果報告書（位置図、土地利用計画平面図（A3縮小版）を添付）を協議申請書とは別に2部提出すること。
- ・工業系用途地域での住宅開発については、協議申請に先立ち工業系用途地域住宅開発申出書を提出すること。

「栗東市開発事業に関する指導要綱」協議申請にかかる事業者の申請部数

申請内容

a) 開発事業全般 (資材置き場、駐車場含む)	住宅課 (正・副・県庁計 3 部) 都市計画課 土木交通課 (管理・用地) 土木交通課 (交通政策) 道路・河川課 環境政策課 スポーツ・文化振興課 教育委員会教育総務課 危機管理課 中消防署	1 2 部
b) 農地転用を伴う場合	農業委員会	1 部
c) 給排水を伴う場合	上下水道課	1 部
d) 工場又は店舗を計画する場合	商工観光労政課 (店舗) 企業立地推進課 (工場)	1 部
e) 山林が含まれる場合・ 農地転用を伴う場合・ 周辺に農業用水路が存在する場合	農林課	1 部
f) 住宅系の場合	自治振興課	1 部
g) 老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等	長寿福祉課 (都市計画課と同じもの)	1 部
h) その他 (必要に応じて)	南部土木事務所 甲賀土木事務所 草津警察署 滋賀国道事務所	各 1 部

部数計算

- 農地を転用し、分譲宅地を計画する場合
a) + b) + c) + e) + f) = 1 6 部
- 既存の資材置き場にコンビニを建築する場合
a) + c) + d) = 1 4 部

注1 まちづくり基本構想 (後継プラン) 地区内は、企業立地推進課へも図書を配布

注2 事業内容により協議書類に変更が生じる場合は、事前に担当課と協議すること